**銚子市介護保険制度周知用パンフレット等広告掲載取扱要綱**

**（趣旨）**

**第１条　この要綱は、銚子市民間企業等の広告の取扱いに関する規則（平成　２０年銚子市規則第４１号）第４条の規定により、銚子市介護保険制度周知用パンフレット等への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。**

**（広告掲載の媒体）**

**第２条　広告を掲載する媒体（以下「パンフレット等」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。**

**⑴　介護保険制度周知用パンフレット**

**⑵　介護保険料納入通知書送付用封筒**

**⑶　その他市長が必要と認めるもの**

**（広告の募集方法）**

**第３条　市長は、広報紙、市ホームページ等に必要事項を掲載して、広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）を公募するものとする。**

**２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、広告を掲載する　者（以下「広告主」という。）となり得る者に対し、広告掲載の案内をすることができる。**

**⑴　前項の規定による公募に対し、応募がないとき。**

**⑵　その他市長が必要と認めるとき。**

**（広告掲載の申込み）**

**第４条　申込者は、市長が別に定める日までに、銚子市介護保険制度周知用パンフレット等広告掲載申込書（別記様式第１号）に次の各号に掲げる書面を添えて市長に提出しなければならない。**

**⑴　掲載しようとする広告案を印刷したもの又は広告の形状及び内容を示**

**す書類**

**⑵　業務内容等を明らかにする書類等（会社案内等）**

**⑶　資格又は免許を必要とする業種にあっては、それを証する書類の写し**

**２　広告の申込みは、１媒体につき１枠とする。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。**

**（広告掲載の決定等）**

**第５条　市長は、前条第１項の規定による申込書の提出があったときは、別に定める介護保険制度周知用パンフレット等に掲載をすることができる広告に関する基準（以下「掲載基準」という。）に基づき、広告の原案の内容等を審査し、広告掲載の可否を決定しなければならない。**

**２　前項の決定に際し、募集枠数を超えたときは、抽選により広告掲載を決定する。**

**３　市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その旨を申込者に銚子市介護保険制度周知用パンフレット等広告掲載可否決定通知書（別記様式第２号）により通知する。**

**（広告原稿の提出）**

**第６条　前条の規定により広告掲載の決定（以下「掲載決定」という。）を受けた広告主は、広告原稿を市長が指定する期日までに、市長が指定する方法により提出するものとする。**

**（広告内容の変更）**

**第７条　市長は、掲載決定後の事情変更等により、広告の内容等が掲載基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めたときは、広告主に対し、広告の内容等の変更を求めることができる。**

**（広告料）**

**第８条　広告の掲載に係る広告料（以下「広告料」という。）は、広告掲載**

**を行うパンフレット等の印刷部数及び広告枠の規格等を総合的に勘案して**

**市長が決定する。**

**（広告料の納入等）**

**第９条　広告主は、広告料を市長の指定する期日までに一括して納付しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。**

**（掲載決定の取消し）**

**第１０条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告その他何らの手続を要することなく、掲載決定を取り消すことができる。**

**⑴　指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。**

**⑵　第７条の規定による広告内容等の変更の求めに広告主が応じないとき。**

**⑶　前各号に掲げるもののほか、広告掲載が適切でないと判断したとき。**

**２　市長は、広告の掲載を取り消したときは、広告主に銚子市介護保険制度周知用パンフレット等広告掲載決定取消通知書（別記様式第３号）により通知するものとする。**

**３　第１項の取消しにより、広告主に損害が生じても市長は、一切の責任を負わないものとする。**

**（広告掲載の取下げ）**

**第１１条　広告主は、自己の都合によりパンフレット等への広告掲載を取り下げることができるものとする。この場合において、パンフレット等を作り直さなければならなくなったときは、その費用を広告主が負担するものとする。**

**２　前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は、書面により市長に申し出なければならない。**

**３　第１項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告料は返還しない。**

**（補則）**

**第１２条　この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。**

**附　則**

**この要綱は、平成２９年２月１日から施行する。**

**附　則**

**この要綱は、令和３年１２月１日から施行する。**